

# 第3章

## 基本施策

- I 市民による自主的で創造的な文化活動を積極的に支援します
- II 文化の振興に当たり多様な交流の推進を図ります
- III 地域文化資源を守り育てます
- IV 新たな地域文化資源の創出・活用に努めます
- V 市民が日本と世界の優れた文化に触れる機会の提供に努めます
- VI 市民と企業、市等が協働して文化の振興に努めます

## I 市民による自主的で創造的な文化活動を積極的に支援します

### 1 文化活動、発表、創作の場の提供

#### (1) 文化活動、発表、創作の場の提供

市民や地域の文化団体等が文化活動の日頃の成果を発表できるよう、市民文化センターや公民館などの公共施設について、利用者の立場に立った受け入れ態勢（利用時間やスタッフのサービス、施設の整備）の充実を図ります。また、学校教育に支障のない限りで余裕教室の利用や、空き店舗、空きスペースなどを有効利用し、練習、創作、展示等の場の確保に努めます。

#### (2) 協働による文化事業の実施

市主催の文化事業や和光市民文化センター指定管理者の主催・共催事業等において、市民や地域の文化団体等が舞台に立つ機会を提供します。また、市民や地域の文化団体等と協働して、企画から当日の運営までを創り上げる事業を実施します。

#### (3) 市民や地域の文化団体等が使いやすい文化施設の環境整備

文化施設は、社会的環境の変化などによって、従来の利用時間・利用料金・施設予約等を見直すことも必要です。市民や地域の文化団体等がより利用しやすくなるよう環境の整備に努めます。

### 2 文化活動に関わる情報提供の充実

#### (1) 文化活動の施設情報の提供

市民文化センターや公民館などの公共施設及び民間施設も含めて、発表、創作、練習、展示の場に関する情報を発信します。

#### (2) 助成情報の提供

市民や地域の文化団体等が文化活動を行う上で、自助努力だけでは不足する活動費を支援するために、市をはじめ、国、県、民間の助成情報を提供します。

#### (3) 催物情報の発信

市内で開催される催物を情報収集し発信していきます。また、他市や埼玉県、国が主催する各種イベントについても、可能な範囲で情報収集し発信していきます。

#### (4) 情報の共有

市民と地域の文化団体、市等との協働による文化振興を推進するために、情報の共有を積極的に図ります。

### 3 文化に関わる人材の育成

#### (1) 郷土芸能に関わる人材の育成

和光市に伝わる貴重な郷土芸能を、次代に継承するための後継者育成を支援します。

#### (2) 地域文化プロデューサー・地域文化リーダー等人材の育成

アートマネジメント※講座、舞台技術の専門家によるワークショップ等を開催し、

地域文化プロデューサー※・地域文化リーダー※の創出に努め、地域における文化活動等を協働で実施するための人材育成を支援します。

(3) アートNPOの創出

市民や地域の文化団体等との協働による文化振興に、今後ますます欠かせない存在になるのはアートNPOです。アートNPOを創出するための人材育成を支援します。

(4) 地域のアーティストの創出、育成

和光市とその周辺には音楽等で活躍しているアーティストがプロやアマチュアを問わず数多く在住しています。それら地域のアーティストに発表の機会を提供するなど、地域から優れたアーティストを創出・育成するための環境整備に努めます。

(5) 文化施設・文化団体等の管理運営者育成

文化施設・文化団体等の管理運営者に対し、資質向上のための文化庁を中心とした国の機関や埼玉県などの研修プログラム等を紹介します。

## II 文化の振興に当たり多様な交流の推進を図ります

### 1 文化団体間交流の推進

(1) 市民文化団体間交流

市主催の行事などにおいて、市内の文化団体に出演の機会を提供することで、共演者間の情報の共有化が図られ、市民文化団体間交流が活発になるよう努めます。また、市や和光市民文化センター指定管理者等が行う文化事業に複数の市民文化団体が共演できるよう充実させます。

(2) 地域間の文化団体交流

市内だけでなく市外の文化団体との交流は新たな発見を生み出し、創作活動を活発化させます。市や和光市民文化センター指定管理者等が行う文化事業に市外からの文化団体を招聘し、これらの団体と市内の文化団体の共演を図ることで、地域間の文化団体交流を支援します。

### 2 国際的な文化交流の推進

(1) 理化学研究所や国の施設を活用した国際文化交流

市内には世界各国の研究者が集まる理化学研究所や国立保健医療科学院などの国の施設があります。各国の文化を相互に紹介・発表する文化事業等を開催し、国際文化交流を推進します。

(2) 市民文化センターで開催される文化事業の活用

市や和光市民文化センター指定管理者等が行う文化事業は多種多様です。海外からの音楽家や芸術家を招いた文化事業もあり、市民との共演や交流会の開催など、国際文化交流を推進します。

(3) 将来の国際文化交流を担う子どもたちの育成

これからの国際文化交流を担う子どもたちが、市の郷土芸能や日本の文化を学び、和光市周辺に居住する外国人に発信できるよう育成し、相互の国際文化交流を推進するとともに、姉妹都市との文化交流などを通して多文化共生※を推進します。

3 学校との連携

(1) 市内小学校・中学校・高等学校との連携

これからの地域文化の担い手である子どもたちや若い世代の個性を表現する能力を育てるために、教育委員会や学校と連携し、ワークショップやアウトリーチなど教育プログラムの充実を図ります。

(2) 体験学習を通じた交流

教育委員会や学校と連携し、子どもたちや若い世代を対象とした参加型の文化公演の開催や、公民館やコミュニティ施設等を拠点に郷土芸能や生活文化を体験できる機会を充実させ、世代間の交流を図ります。

(3) 学校と地域の連携

学校と地域が連携し、地域の文化団体や音楽家等と子どもたちの文化交流を推進し、地域の文化が育まれる環境の充実を図るため積極的に支援します。

## Ⅲ 地域文化資源を守り育てます

和光市には、現在、国指定1件、県指定1件、市指定14件の計16件の指定文化財をはじめとした文化財、また、地域で守り伝えられてきた伝統文化や優れた業績を残した文化人の足跡があります。これらは和光市の歴史・文化を語る貴重な財産であり、後世に伝えていくことは現代に生きる私たちの責務です。

このような地域文化資源を、市民及び団体等と協力して収集、映像アーカイブズ※化等による積極的な記録、展示会やパンフレット等で紹介するなど、保存・継承・顕彰・普及等を推進します。また、積極的に地域文化資源を活用して、広く市民に向けた啓発活動を行います。

1 文化財、伝統文化の調査・保存・継承

(1) 文化財の調査・保存

① 埋蔵文化財保護の充実

本市では、埋蔵文化財の発掘調査、記録、保存に努めています。多くの市民にその重要性を知ってもらうために、遺跡調査の見学会等を実施していきます。

② 文化財保護思想の啓発と愛護活動の推進

文化財を市民、市外に対して積極的に広報し、保全や活用に対する意識の醸成を図ります。また、市民全体でこれを継承していく体制をつくるため、ボランテ

ィアや地域組織を育成、支援します。更に文化財保護思想の啓発を行い、文化財愛護活動につなげます。

③ 指定文化財の保存、活用、整備及び充実

国指定史跡の午王山遺跡の史跡整備をはじめ、文化財の保存と活用に努めます。

また、指定文化財になりうるものについての確認作業を行うほか、現指定文化財の周知活動を充実させるとともに、後継者の育成を支援します。

(2) 伝統文化の調査・保存

先祖より代々伝えられてきた村のしきたりや神事など、四季折々の年中行事を調査・保存します。

(3) 郷土芸能の保存・継承

指定文化財である『ささら獅子舞』『白子囃子』の保存を図り、継承者の育成に努めます。

2 文化財等の顕彰・普及等有効活用

(1) 和光市ゆかりの文化人

和光市は日本を代表する童謡詩人『清水かつら』や児童文学作家『大石 真』を輩出しています。こうした優れた業績を残した文化人の顕彰・普及事業を充実することにより、新旧住民が共有できる財産として後世に語り継ぐとともに、市内外に発信していきます。

(2) 郷土芸能

『ささら獅子舞』、『白子囃子』を地元の祭や市主催の行事で紹介し、まちの個性づくりに活用するとともに、教育委員会や学校と連携し、将来を担う子どもたちが実体験できる場を提供します。

(3) 学校教育や生涯学習への活用

地域の歴史や文化を知る教材として広く公開するとともに、新倉ふるさと民家園で季節行事体験を行うなど、文化財の持つ価値を活用します。

(4) 郷土資料館の整備

埋蔵文化財の収蔵、展示をはじめ、各種の歴史的・文化的資料の収集、展示、郷土芸能の記録などのための郷土資料館の整備を推進します。

(5) 史跡の整備

『午王山遺跡』など市内の貴重な史跡を公開・活用するため、史跡整備を推進します。

## IV 新たな地域文化資源の創出・活用に努めます

1 地域文化資源の発掘・創出

市民文化団体意識調査結果等からもわかるように、市民が地域文化資源と認識しているものはを超えます。それらを積極的に活用し、個性的な文化を創造するほかに、今までは文化と結びつくことのなかった地域の魅力を再発見し、それを文化振興の素材として積極的に活用します。

## 2 アートNPOや芸術団体などの誘致と活用

アートNPOの創出や活動の支援のほかに、アートNPOや芸術団体などを和光市へ呼び込み、新たな地域文化資源を創出することも、この地域の文化振興にとって刺激となると考えられます。そのためには、アートNPOや芸術団体などを誘致できる環境づくりの1歩として、公共施設の開放やその活動に対する財政的な支援に努めます。また、それらの団体が持つノウハウやアーティストとのネットワークの活用に努めます。

# V 市民が日本と世界の優れた文化に触れる機会の提供に努めます

## 1 文化を鑑賞する機会の充実

### (1) 優れた文化鑑賞機会の充実

市民文化センターや公民館などの公共施設などで、国内外の多彩で魅力ある文化事業を開催し、優れた文化に触れる機会の充実を図ります。

### (2) 普及啓発型文化事業の充実

市民が、より一層郷土への愛着を深めていけるよう、和光市で多くの業績を残した文化人を顕彰・普及する事業を開催します。また、ワークショップや各種文化講座を開催し、文化への理解を深めるとともに、学習機会の充実を図ります。

### (3) 参加創造型文化事業の充実

市民や地域の文化団体の自主的で創造的な文化事業に参加する機会と、それを鑑賞する機会の充実を図ります。また、プロの実演家と市民等との共演による文化事業を開催することにより、市民の文化への関心と理解の向上に努めます。

### (4) 将来を担う子どもたちを対象とした文化事業の充実

将来を担う子どもたちが豊かな人間性と多様な個性を育くむために、子どもたちの心に忘れがたい深い感動を与える本物の文化を鑑賞する機会の充実に努めます。

### (5) 市主催行事における文化事業の充実

市主催の行事における芸能発表会や市民コンサート、展示会などは、様々な市民文化活動の発表の場と鑑賞の場として親しまれています。今後も市民文化活動の中心的役割を担うよう文化事業の充実に努めます。

### (6) 新たな文化鑑賞機会の提供

市民文化センターなどでの鑑賞事業により多くの市民が参加するために、動画の録画配信やライブ配信など、新たな鑑賞形態の活用の推進に努めます。

## 2 文化鑑賞に関わる情報提供の充実

### (1) 文化鑑賞事業の情報発信

市民文化センターや公民館などの公共施設及び民間施設も含めて、文化鑑賞事業の情報を収集し発信します。

(2) 近隣文化施設との相互情報発信

近隣文化施設との協力体制を構築し、相互の文化鑑賞事業の情報を発信します。

(3) 情報提供・共有媒体

広報紙はもちろんのこと、ホームページの充実、インターネットや携帯電話などの普及による瞬時の情報配信など、情報を必要としている人に的確に提供できるよう工夫します。

## VI 市民と企業、市等が協働して文化の振興に努めます

### 1 市民や企業等が創造する文化力の活用

(1) 地域社会・経済の活性化

市民や企業、市等の協働による文化事業は地域社会を活性化し、魅力あるまちづくりに貢献する力があります。また、地域の商店街や農業、企業とタイアップした文化事業の開催により、地域経済の振興に努めます。

(2) 社会的課題への活用

社会的課題である子どものいじめ等をなくす環境づくりへの貢献や高齢者の生きがいの創出、市外の人をひきつける地域文化資源の発信等、教育・福祉・観光などの分野に文化力を発揮できるよう工夫し、活用に努めます。

(3) 地域アイデンティティの形成

文化を通して様々なコミュニティが生まれることにより、地域アイデンティティが形成され、地域に根ざした和光市の「顔」としての特有の文化を創造します。

### 2 市民や企業、市等との連携

(1) 市民や地域の文化団体、企業、市等の連携

経済的な豊かさや、ライフスタイルの変化により、人々は精神的なゆとりや潤い、安らぎを求めるようになり、市民の文化への関心は今後更に高まっていくと考えられます。そういった社会情勢の中、市民や地域の文化団体、企業、市等がそれぞれの役割を果たし、連携していくことにより、市民や企業等の声が市の施策に反映され、協働による文化の振興が実現できます。

(2) その他の機関との連携

和光市には理化学研究所や国の施設等が多いことから、和光市の特性に合わせた多様な文化振興を推進していくことが求められます。また、福祉施設や病院等との連携を図り、それらのニーズを把握した、誰もが文化に触れることができる機会を充実させます。

## 用語解説

初出頁	用 語	解 説
2	文化芸術振興基本法  *「文化芸術振興基本法」の法律名が平成29年6月に「文化芸術基本法」に改められた。	第4条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」
2	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	第4条（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）「劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業をそれぞれの実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。」 第7条（地方公共団体の役割）「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」
2	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	第5条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の水準に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」
3	地域文化資源	本方針では有形・無形文化財や多くの業績を残した文化人など、和光市の文化的資源を指しています。
4	生活文化	お茶、生け花、短歌、俳句、囲碁、将棋など、生活に密着した文化を指しています。
4	専門的な文化	音楽、演劇、伝統芸能、美術、華道などの中で専門的な文化を指しています。
4	文化財	本方針では考古資料、歴史資料、建造物、美術工芸品、芸能などの有形・無形文化財をはじめとした、広義の文化財（未指定を含む）を指しています。
7	指定管理者制度	平成15年の地方自治法の一部改正で導入されました。サービスの向上と経費の縮減を目的に、これまで公的団体へ管理委託してきた公共施設を、株式会社などの民間法人を指定管理者として委託するか、直営にするかを選択することになりました。



7	郷土芸能	本方針では『ささら獅子舞』『白子囃子』を指しています。
7	アートNPO	文化芸術分野の非営利活動法人を指しています。
8	文化力	文化は、人々に元気を与え、地域社会を活性化し、魅力あるまちづくりを推進するとともに、教育、福祉、地域経済などにも大きな影響を及ぼす力をもっています。その総称を文化力といいます。
8	地域アイデンティティ	地域の文化的個性・特性を指しています。
1 3	ワークショップ	作業場などを意味する言葉ですが、近年は、専門的な文化などを市民や子どもたちが入門体験することを指しています。
1 3	アウトリーチ	伸ばすことを意味する言葉ですが、近年では、文化施設で行われてきた催しを、学校、福祉施設などに出向いて行うことを指しています。例：出前コンサート、出前寄席。
1 4	指定文化財	和光市には令和4年3月31日現在で16の指定文化財（国指定1件、県指定1件、市指定14件）があります。 市指定文化財は以下のとおり。 『弥生式つぼ』『鰐口』『甲冑（鎧兜）』『永代地方目録覚』『宗門人別帳』『大いちょう』『ささら獅子舞』『太鼓』『五輪塔』『百庚申』『白子囃子』『旧富岡家住宅』『午王山遺跡第1次調査出土板碑群』『漆台遺跡第1号住居跡出土須恵器円面硯及び伴出遺物』
1 6	アートマネジメント	専門的な文化を多くの人々が楽しめるように、アーティストにより環境を提供し、鑑賞者を広げ、文化と社会を結ぶ仕組みづくりを指しています。
1 6	地域文化プロデューサー	地域で文化的な事業などを企画・実施し、地域の文化を盛んにし、まちづくりの推進力となる人材。
1 7	地域文化リーダー	地域の様々な文化活動の指導者、世話役。
1 8	多文化共生	都市化と国際化が進むにつれて、地域にも市外からの移住者や外国人も増えていきます。異なる文化や風習を持った人々が、互いに理解しあって暮らす時代の考え方です。
1 8	アーカイブズ	公文書記録保管所を意味する言葉ですが、海外や最近の日本では、古文書や過去の映像、写真などを保存する文化遺産のライブラリーを指しています。